

と Public Relations おかまち No.353

12/25 2020
令和2年 12月25日号

年末年始における感染症予防

健康づくり推進課母子保健係 (☎757-9759)

1 冬場の換気の工夫 (室温18度以上を目安)

機械換気を活用した
常時換気を行いましょ

24時間の自動換気システムや換気扇などが備え付けてある住宅は、常時使用しましょう。



室温が下がりにすぎない範囲で
常時窓を開けましょ

暖房をつけながら、窓を少し開けて常に換気することで、室温を保ちましょう。



2段階方式換気を
取り入れてましょ

人がいない部屋や廊下の窓を開け、外気を取り込み、新鮮な空気を少し暖めてから、人のいる部屋に取り入れましょ。



冬場は室内で過ごす機会が増え、密集・密閉する場面が多くなります。換気の悪い空間では新型コロナウイルス感染症のリスクが高まります。左記を参考に、冬場でも室温を保ちながら快適に換気を行いましょ。また、年末年始は人との交流が増えることから、感染を拡大させないように気をつけましょ。

2 適度な保湿 (湿度40%以上を目安)

湿度が低い空間ではウイルスが飛散しやすくなります。また、空気が乾燥していると喉や鼻の粘膜の防御機能が低下し、ウイルスなどによる感染が起こりやすくなるため、湿度を保つことが重要です。

- 換気しながら加湿をしましょ (加湿器の使用や洗濯物の室内干し)
- こまめな拭き掃除をしましょ



北陸信越運輸局からのお願い



年末年始は人の動きが活発となり、鉄道・バス・タクシー・旅客船などの公共交通機関の混雑が予想されます。乗車(乗船)するときは、マスクの着用と換気にご理解とご協力をお願いしましょ。



新型コロナウイルス
感染症対策
特別編集

P2~3 各種申告相談会場での感染症予防対策に協力をお願いしましょ
P4 基本的な感染防止対策を今後も継続しましょ / 「ひとり親世帯臨時特別給付金」に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は市ホームページで確認してください



各種申告相談会場での感染症予防対策に

協力をお願いします

☎税務課市民税係 (☎757-3716)



十日町税務署からのお知らせ

確定申告会場に来場される皆さんへ

～感染リスク軽減のための対応～

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、自宅から申告できるe-Tax^{イータックス}をぜひ利用してください。なお、相談は「チャットボット」（インターネット上での質疑応答の仕組み／令和3年1月12日(火)運用開始）や電話（☎752-3181 / 自動音声案内で「1」を選択）でも可能です。

また、e-Taxの事前準備や申告書の作成手順は、国税庁ウェブサイト「動画で見る確定申告」でも案内しています。



自宅かんとん e-Tax (イメージイラスト)

国税庁ウェブサイト

「動画で見る確定申告」 令和2年分確定申告（準備編）



確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要となります

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年分確定申告は、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、入場整理券を発券して会場内へ案内することを予定しています。入場整理券は、当日会場でも配付しますが、オンラインによる事前発券方法も導入予定です。

※この方式については、令和3年1月以降に国税庁ウェブサイトを確認してください。また、今後発行する市報でもお知らせします

確定申告会場における感染防止対策について

【申告会場に来場する人へのお願い】

- 検温の実施**＝会場入場にあたり、検温を実施します。37度以上の発熱が認められるとき、検温に協力いただけないときは、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱などの症状がある人や体調のすぐれない人は、来場を控えてください。
- マスクの着用と手指消毒**＝来場するときはマスクを着用し、入口で手指消毒を行ってください。
- 少人数での来場**＝できるだけ一人での来場をお願いします。また、複数人で来場しなければならないときは、できるだけ少人数でお願いします。

【申告会場での感染症対策徹底】

- 会場内では、ソーシャル・ディスタンスを確保します
- 会場は清掃・消毒を毎日行い、日中もこまめに換気やパソコンなどの消毒を実施します
- 職員はマスクなどを着用して対応し、頻繁に手指消毒も行います。また、毎日の検温など体調管理を徹底します



医療費控除とは

申告相談会場は、大変混み合うことが予想されます。感染症予防として3密（密閉・密集・密接）を回避するために、「医療費控除」を申告する人は、あらかじめ自宅などで「医療費控除の明細書」に記入して、申告相談会へ持参ください。
※医療費控除の明細書は、1月以降に税務課窓口および各支所市民課の窓口に配置します

今から準備を

医療費控除を申告する人は
明細書の記入が必要です



注意してください

次の費用は**医療費控除の対象になりません**

- マスク購入
- インフルエンザなどの予防接種
- 人間ドックや健康診断で支払った料金
- 美容整形手術や美容整形を目的とした歯科矯正
- 自家用車で通院したときのガソリン代や駐車場代
- 扶養していない（生計が一緒でない）親族の医療費
- 医師からの診察などを受けない補聴器やメガネの購入 など

控除額の計算方法

【控除額の計算方法】

総所得金額等		計算方法
①	200万円以下の人	(医療費－保険などの補てん金)－総所得金額等×5% 端数切り捨て
②	200万円以上の人	(医療費－保険などの補てん金)－10万円

※生命保険や社会保険などで補てんされた金額が、支払った医療費を上回ったときは控除の対象になりません（ほかの医療費から差し引くこともできません）

計算例

総所得金額等が150万円で、令和2年中に支払った医療費が50万円、保険で補てんされた金額が20万円だった人

総所得金額等が150万円なので、上表①の計算方法で算出

$$(50万円 - 20万円) - 150万円 \times 5\% = \text{医療費控除額} : 22万5千円$$

令和2年中に実際に支払った医療費の合計額のうち、一定額を超えた部分の金額が、医療費控除額となります（控除額は最大200万円）。一定額は、総所得金額等によって異なり、その計算方法は左表のとおりとなります。

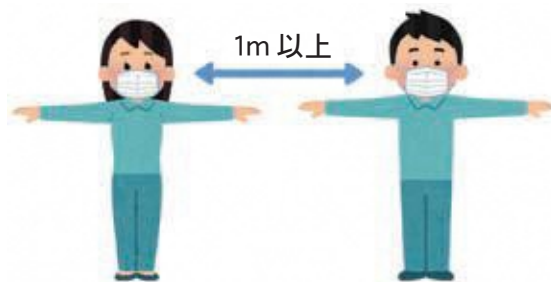
基本的な感染防止対策を今後も継続しましょう

今冬における家庭内での感染防止対策

「もしかしたら感染しているかもしれない」という気持ちで、家庭内でも以下のような感染対策を心がけましょう。

- **手指衛生**＝帰宅後、できるだけ早くしっかりと手洗いなど手指衛生を行いましょう。
- **マスクの着用と咳エチケット**＝家庭内でも家族と近距離で接するときにはマスクを着用しましょう。
- **部屋の換気と加湿**＝表紙に記載
- **自分と家族の健康観察**＝毎日の体温測定や症状の有無の観察を行いましょう。かぜ症状(発熱・せき・のどの痛みなど)、息苦しさや強いだるさなど、普段と異なる強い症状があるときは、早めにかかりつけ医または次のセンターに電話し、受診の相談をしてください。

- **ソーシャルディスタンス**＝家族や親戚、友人と集まるときは、できるだけ短時間・少人数にしましょう。症状があるときは、家族との接触も可能な限り控えましょう。

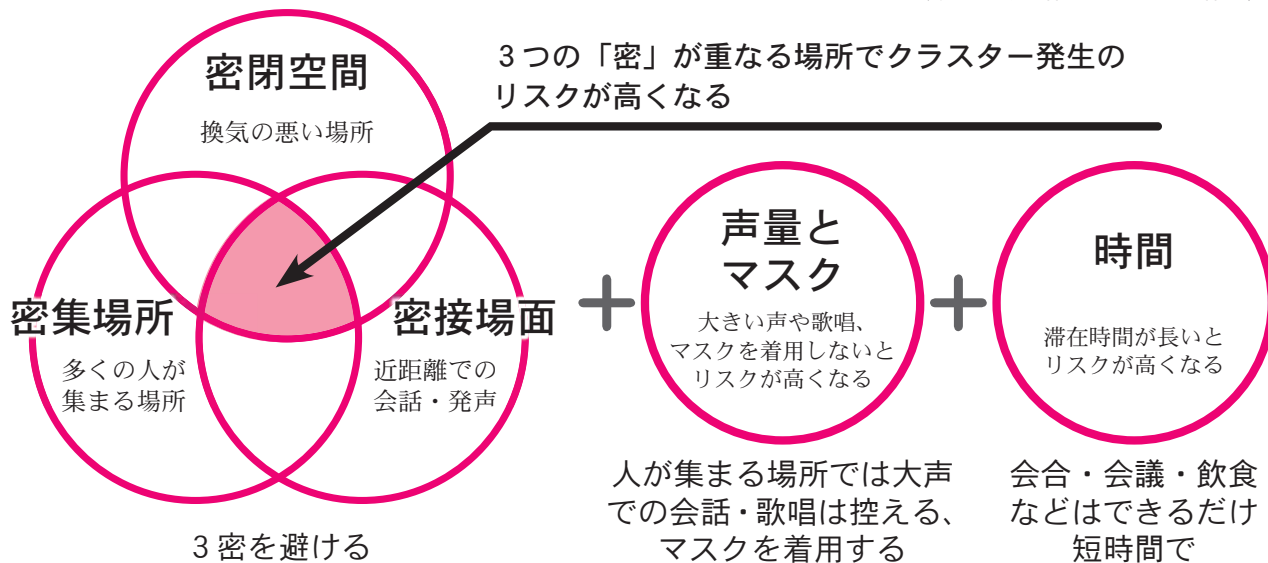


- **物の共用をしない**＝同じタオルを使う、同じお皿からおかずを食べる、コップや箸を使いまわすなどを避けましょう。

新潟県新型コロナ受診・相談センター窓口
☎025-256-8275
※土、日曜日・祝日含む・毎日24時間対応

クラスターが起きやすい要因と予防方法

(厚生労働省作成資料を基に作成)



お知らせ

市報12月10日号18～19ページでお知らせした「ひとり親世帯臨時特別給付金」の申請期限を、令和3年3月1日(月)まで延長します。詳細は市ホームページを確認してください。 ☎子育て支援課 (☎757-3719)